

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限	6 重要な変更
外国人患者に対する医療提供体制整備事業 (新型コロナウイルス感染症対応)	病院、診療所（歯科を含む）、薬局等医療関係機関	本補助金の交付を受けようとする年度の4月以降に2欄に記載する事業実施主体が行った、新型コロナウイルス感染症の感染防止等のための以下に係る経費 ① 多言語に対応した翻訳を支援するための機器購入（1つの医療関係機関当たり1台を限度） ② 院内の案内表示の多言語化 ③ その他、外国人患者に対する医療提供体制の整備につながる設備整備	10/10	12,500円	交付決定額の増減を伴う補助対象経費の増額又は2割を超える減額

※本補助金の交付を受けようとする年度の前年度以前に「鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金」又は「鳥取県外国人患者に対する医療提供体制緊急整備補助金（新型コロナウイルス感染症対応）」を活用して設備整備（機器購入等）を行った場合は、当該整備では不足する理由を明らかにすること